

紀美野町木材利用方針

令和4年1月 改正

紀美野町

紀美野町木材利用方針

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、和歌山県が定める和歌山県木材利用方針（平成24年2月6日付け林第583号。以下「県指針」という。）に即して策定するものであり、町内の建築物等における木材の利用の促進を図るため、建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する意義及び基本的方向、町が整備する建築物等における木材の利用の促進に関する必要事項等を定めるものとする。

第1 建築物等における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

紀美野町の75%を占める森林は、土壤の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮を通じて、町民生活及び町経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林を有する多面的機能が継続的に発揮されることが極めて重要である。

町内的人工林資源が本格的な利用期を迎える中、原木の安定供給や木材需要拡大に向けた対策等を進めており、素材生産量は増加傾向にある。こうした中で、建築用木材の需要を拡大することは、林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする町経済の活性化や林業活動全般に資するものである。

また、木材として利用した場合は長期間に渡って炭素を貯蔵できることや製造時のエネルギー消費が少ないとから、木材の利用を拡大することは脱炭素社会の実現に貢献するものである。加えて木材は、断熱性や調湿性に優れ、リラックス効果を有していることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成にも貢献する資材である。

このようなことから、法の趣旨、県の指針を踏まえ、木材をはじめ、とりわけ和歌山県内の森林から産出される木材又は加工された木材（以下「紀州材」という。）を使用し、建築物等の整備・木造化・木質化に努める。また、県と共に、木材利用の意義を普及啓発することで、需要の拡大を図る。

第2 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進すべき公共建築物

本町において木材の利用を促進すべき建築物は、法第2条第1項に規定するものとし、町が木材利用に取り組む公共建築物は、法第2条第2号各号及び法施行令（平成22年

政令第203号) 第1条各号に掲げる建築物とする。

2 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- (1) 町が整備する公共建築物の整備にあたっては、可能な限り紀州材を使用することとし、合法性が証明されたものを使用するものとする。
- (2) 町は、国、県、地方公共団体以外の公共建築物を整備する者、設計士、林業従事者、木造製造業者及びその他の関係者（以下、関係団体等という。）と相互に連携し、紀州材の利用促進及び供給確保に努めるものとする。
- (3) 町は、県指針第2の2の(6)の取り組みに積極的に協力するよう努める。

第3 町が整備する公共建築物における木材の利用の目標

1 木造化の推進

- (1) 町が整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造物を耐火構造とすることが求められない低層（注）の公共建築物においては、原則として木造化を図るよう努めるものとする。また、低層建築物以外の建物であっても、木造の耐震性能及び防耐火性能等に関する技術開発や建築基準の合理化の進捗状況、木造化に係るコスト面の課題解決状況を踏まえ、木造化に努める。
- (2) 建築物の木造化が困難な場合であっても、木造と非木造との混構造を検討するなど、可能な限り木造化を推進するものとする。
- (3) 災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難については、木造化を促進する対象としないものとする。ただし、施設全体の木造化を図ることが困難な場合であっても、施設の一部でも木造化が可能であればその部分の木造化を図るものとする。

2 木質化の推進

町は、その整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、直接又は間接的に町民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を推進するものとする。

3 木質家具等の導入の推進

町は、その整備する公共建築物において使用する家具等については、経費が著しく割高となる場合や業務に支障のある場合を除き、木製品の優先導入に努めるものとする。

4 木質バイオマス利用の推進

町は、その整備する公共建築物において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、その導入コスト、燃料コスト、維持管理コスト、燃料の供給体制等について考慮しつつ、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

第4 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

1 建築用木材の安定的な供給の確保

建築物用木材の適正かつ安定的な供給を確保するため、森林所有者や素材生産業者等林業従事者、木材製造業者その他の木材の生産に携わる者は、相互に連携し、森林施業の集約化に取り組むとともに林内路網の整備、林業機械の導入等の林業の生産性向上、国や県及び町等が整備する公共建築物の用に供する品質性能の確かな乾燥材や集成材等、公共工事等の用に供する間伐材等の安定供給に努めるものとする。

第5 建築物等以外での木材の利用の促進

1 公共土木工事や公共施設の工作物等における木材の利用の推進

町は、公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等での紀州材の利用を推進するとともに、周辺の環境との調和などを考慮する必要がある場所では木材製品の利用に努めるものとする。

また、町は、県及び関係団体等と連携しながら新たな工法や製品の開発を促進するとともに、建設業者への技術支援、情報の提供等により、土木工事や工作物等での木材の利用を推進するものとする。

2 木質バイオマスの利用の促進

町は、木質バイオマスの利用の意義の普及啓発や加工・利用施設の整備への支援、新たな利用技術等の研究開発、利用に係る情報提供等の施策の推進に努め、木質ペレットなど木質バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大を促進するものとする。

また、林内に残された幹や枝などの林地未利用材の利用を拡大するため、効率的な集荷システムの構築による安定供給体制の整備に向けた取組を関係団体と連携しながら促進するものとする。

第6 木材の利用の促進に関するその他必要事項

1 公共建築物の整備においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において紀州材を利用するに当たっては、建設自体に伴うコスト

にとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造等とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るものとする。

また、利用者のニーズや木材の利用による付加価値も十分考慮し、紀州材の利用に努めるものとする。

2 建築物等における木材の利用の推進体制

町は、建築物等における紀州材の利用の促進を効果的に図っていくため、県及び森林組合等の関係機関と連携し利用の取組を推進するものとする。

(注) 低層

この方針は、高さ 1 6 m 以下かつ地階を除く階数 4 未満で延べ床面積 3, 000 m²以下の建築物であって、建築基準法等において耐火性能を求められないものをいう。

附 則

この指針は、平成 24 年 1 月 19 日から施行する。

附 則

この指針は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 4 年 1 月 13 日から施行する。